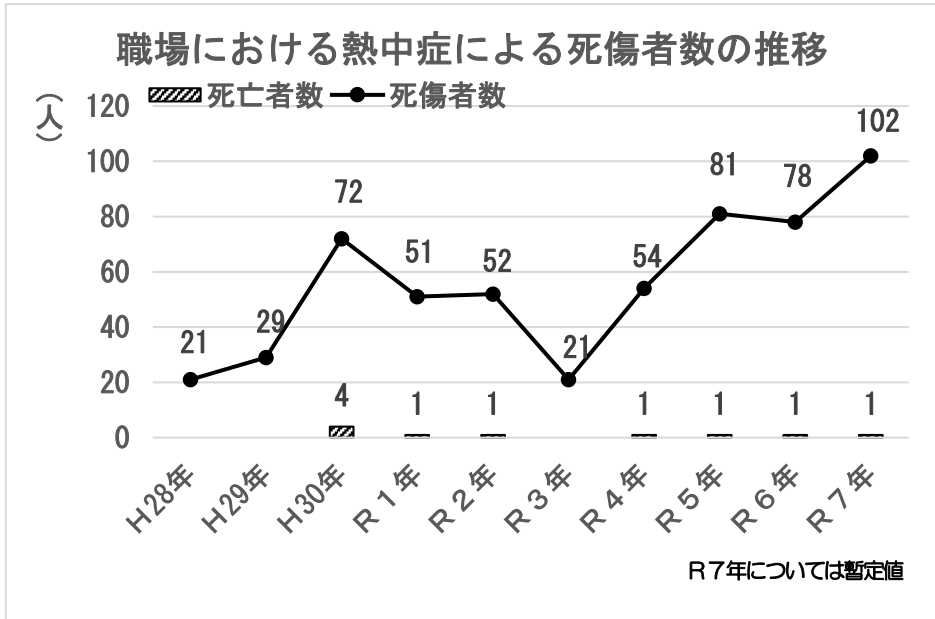


# 熱中症による重篤な労働災害を防ごう

令和7年4月(6月1日から施行)に追加された労働安全衛生規則の条文を遵守しよう

年々暑さの増す夏、夏になると熱中症による死傷者が年々増加しております。神奈川県労働局管内におきましても熱中症による死傷者がここ数年増加の一途をたどり、ついには休業4日以上労働災害が、年間102件(令和7年暫定値)と大台に乗ることとなりました。死亡災害も令和4年、5年、6年、7年と連続で発生しています。今後もさらに暑い夏が来ることが予想されておりますので、しっかりと対策をしていただき、熱中症による重篤な災害を防ぐよう官民一体となって、取り組んでいきたいと考えております。また、規則改正についても留意願います。



令和7年6月1日施行労働安全衛生規則改正  
第612条の2第1項  
熱中症の自覚症状がある作業員や熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知の義務化  
第2項  
手順等の作成及び周知の義務化

具体的には、はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシートを活用 まずは発見から

### はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシート

神奈川県労働局労働基準部健康課

- 朝の仕事開始前と昼休憩後の仕事開始前には、ご自身で熱中症の自覚症状を点検しましょう。
- 熱中症であることに気づいてから**重症化するまでの時間は短い**と考えられています。熱中症による初期症状を知り、早めに処置を行うことで熱中症の重症化防止に努めることができます。

**重症化症状への移行に要注意**

- 手足のしびれやけいれん(痙攣)は熱中症のサイン?!
  - 大量の発汗により、体内の水分やナトリウム濃度が低下することで、以下の症状が生じてくるため、注意が必要
    - 手足の筋肉がぴくぴくする。
    - 足がつる(こむら返り)
    - 手足のしびれ(だるいなどの症状を含む。)
- めまい、立ちくらみ、失神など
  - 体内の体温調整機能で、皮膚血管が広がり、全身の血液量が減少、血圧低下が生じ、脳への血流減少で以下の症状が生じるため注意が必要
    - 全身倦怠感(だるさ)や吐き気、嘔吐、頭痛、生あくびなど
    - 呼吸の回数増加、脈が速い、唇のしびれなど

これらの症状を確認したら、すぐに作業から離れさせ、一人で休ませず、直ちに適切な処置を行うようにしましょう。

判断に迷ったら、#7119 や 119 又は医療機関等に相談し指示を仰ぎましょう!

はたらくているみなさまへ(裏面参照)  
チェックシートに1つでも、を付けた方は、直ちに事業場の担当者に報告して適切な処置を受けましょう。  
氏名: \_\_\_\_\_ / 氏名を記載しない場合は、会社又は担当者から付与された番号 \_\_\_\_\_ 番

### はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシート 使用上の注意事項

**チェックシートの目的**  
このチェックシートは、熱中症の初期症状を知って、早めに適切な処置を行い、**重症化予防**に努めることを目的に作成したものです。

**チェックシートの活用方法**  
はたらくている方々は、健康状態を把握するため、朝の朝礼や点呼、午後の仕事開始前に熱中症の初期症状を点検し、点検票にを記入した場合は、早めに事業場の責任者又は担当者等に報告し、適切な処置を受けましょう。

**事業者及び現場責任者の方へ**

- 熱中症災害は、午前11時と午後2時、3時に多発する傾向にあるため、あらかじめ午前1回、午後1回、いずれも**仕事開始前の点検**を推奨します。
- チェックシートの点検項目にが入っていた場合、**作業の離脱**を指示し、**体調の悪い人を一人にせず、身体を冷却**や**適切な処置**を実施してください。
- 連絡体制**や**体調急変時等の対応**をあらかじめ定めて、**自社の労働者のみならず構内で働くすべての人を対象に**、周知を行ってください。
- 労働衛生教育(熱中症教育)実施の際は、**初期症状や当該サインチェックシートの使い方**を併せて説明し、**熱中症の重症化予防**に努めてください。

**クールワーク神奈川**  
現在、神奈川県労働局では、熱中症による死亡災害ゼロを目指して、「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」の啓発用ロゴシールを配布し展開しています。詳しくは、神奈川県労働局のHPをご覧ください。

Mission Zero Cool work KANAGAWA

はたらく人に知ってほしい熱中症サインチェックシートは、神奈川県労働局のホームページに掲載しています。周囲の方も気づいたら担当者(あらかじめ担当者や悪化を防止するための必要な措置の手順等を定めて皆さんに知らせておいてください)への報告をお願いします。

参考 労働安全衛生規則第612条の2全文紹介(対象「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間以上を超えて実施」が見込まれる作業)  
第1項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。  
第2項 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体を冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

令和3年以降の熱中症による死亡災害の概要

番号	発生年月 発生時刻	業種 事業場規模	起因物 事故の型	発生概要
1	令和4年 6月 10時頃	建築工事業  ~9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。 発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント(WBGT値27℃相当)であった。 被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。
2	令和5年 7月 12時頃	農業  ~9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は、10時の休憩明けから、スポーツ施設敷地内で剪定等の植栽管理作業を一人で行っていた。休憩まで一緒に作業をしていた代表者が現場に戻り、倒れている被災者を発見、救急搬送されたが、熱中症により死亡した。
3	令和6年 7月 10時頃	その他の製造業 (クリーニング業)  100人~299人	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	工場内で作業中、体調が悪くなり、熱中症の疑いがあったことから病院に搬送された。診察の結果、脱水症状及び血圧低下の診断を受け入院したが、翌日の朝、熱中症を原因とした急性心筋梗塞で死亡した。
4	令和7年 7月 14時頃	その他の建設業  ~9名	高温、低温環境  高温・低温の 物との接触	被災者は同僚と共に午前8時頃から農業用ハウス内において給水用の配管工事に従事していた。正午から1時間の昼休憩を取り、午後1時に作業を再開。午後1時30分頃、被災者の体調が悪そうだったので、同僚が車の日陰に行き休憩するよう促した。10分程度経っても戻って来なかったため、同僚が見に行ったら、車の後部で倒れている被災者を発見。病院へ救急搬送され、その後別の病院に転院したが、約2か月半後に死亡した。

神奈川県労働局では、(ここ数年)毎年のように熱中症による死亡災害が発生していることを受け、令和7年から「Cool work KANAGAWA Mission ZERO」を展開しています。熱中症による死亡災害がゼロとなるように、ロゴマークを活用して、意識付けをお願いします。



※ロゴマークは神奈川県労働局 ホームページからダウンロードいただけます。  
神奈川県労働局ホームページ: <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

